日医工医療行政情報

https://stu-ge.nichiiko.co.jp/

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版）「後発医薬品調剤体制加算、後発医薬品減算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6345号　寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定　登録番号第6411号　河野誠

凡例

告示・通知

MPSコメント

資料No.20220408-1082-3

（4月8日更新）
・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

00注6　後発医薬品調剤体制加算　(調剤基本料)

内容	区分	点数
施設基準を満たし届け出た薬局で調剤した場合、 処方箋受付1回につき、調剤基本料に加算	後発医薬品調剤体制加算1（GE規格単位数量割合**80%以上**）	21点
	後発医薬品調剤体制加算2（GE規格単位数量割合**85%以上**）	28点
	後発医薬品調剤体制加算3（GE規格単位数量割合**90%以上**）	30点

特別調剤基本料算定薬局は20%減算した点数を算定

【施設基準】

後発医薬品の規格単位数量割合（数量シェア）
：80%以上、85%以上、90%以上

後発医薬品

後発医薬品のある先発医薬品 ＋ **後発医薬品**

後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した数量割合（カットオフ値）
：50%以上

後発医薬品のある先発医薬品 ＋ **後発医薬品**

全医薬品
※漢方薬などを除く

薬局内外の見えやすい場所に掲示
・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨(内外)
・後発医薬品調剤体制加算を算定している旨(内)

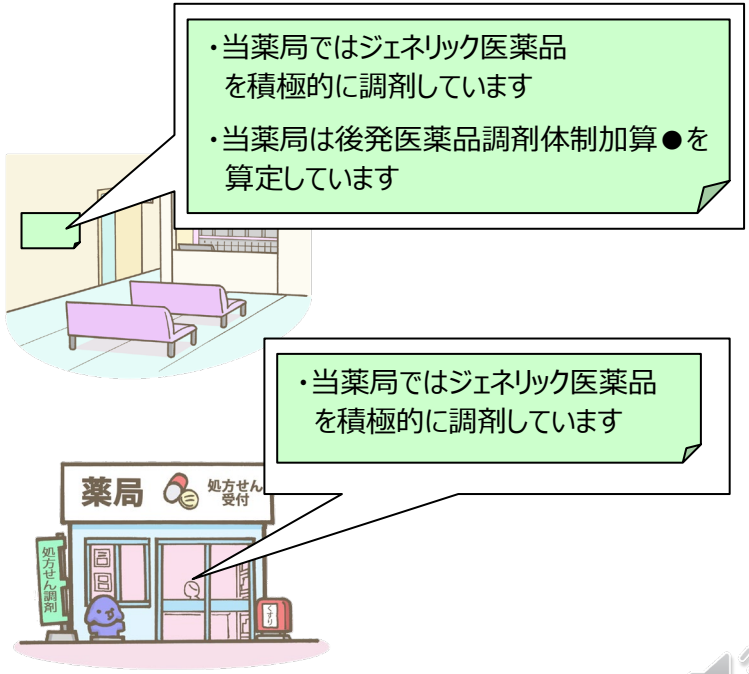

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

各割合算出時に除外する医薬品

ア 経腸成分栄養剤

エレンタール配合内用剤、エレンタールP乳幼児用配合内用剤、エンシュア・リキッド、エンシュア・H、ツインラインNF配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用液、エネーボ配合経腸用液、ラコールNF配合経腸用半固形剤、イノラス配合経腸用液

イ 特殊ミルク製剤

フェニルアラニン除去ミルク配合散「雪印」、ロイシン・イソロイシン・バリン除去ミルク配合散「雪印」

ウ 生薬(薬効分類番号510)

エ 漢方製剤(薬効分類番号520)

オ その他の生薬及び漢方処方に基づく医薬品(薬効分類番号590)

判定期間

・直近３か月間の薬局において調剤した後発医薬品の規格単位数量の割合をもって翌月に判断
・同月内に必要な届出を行い、翌々月から区分に基づく所定点数を算定

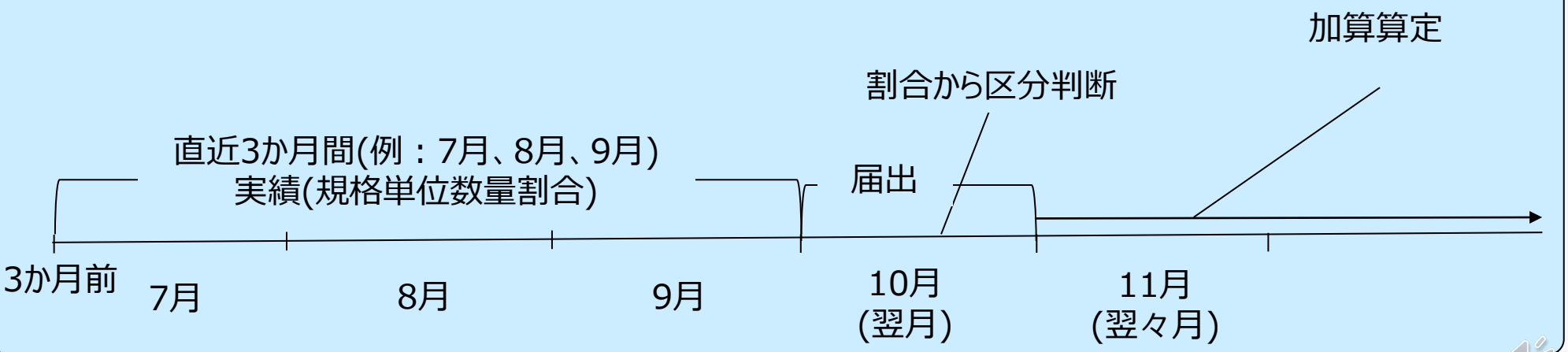

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/tp20220401-01.html

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリック… こちら 国民参加の場

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法…

厚労省HPで『薬価基準』で検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険が適用される医薬品について > 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和4年4月1日以降）

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和4年4月1日以降）

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として官報に告示されている（薬価基準に収載されている）品目は約1万3千程度あり、本リストはその内容等をお示し…

このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験（いわゆる治験）等により、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品を「先発医薬品」と、また、先発医薬品の…治療学的に同等であるとして承認される医薬品を「後発医薬品」（いわゆるジェネリック医薬品）と呼んでいます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点から、「先発医薬品」、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」及び「診療報酬において…発医薬品」に該当する品目も併せてお示ししています。

また、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品（その後の剤形追加・規格追加等を含む）のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、「準先発品」としてお示ししています（内用薬及び外用薬に限る。）（1～4の資料）。

医薬品が薬価収載されるタイミング等で更新

Excel [208KB]

PDF [450KB]

PDF [86KB]

5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）

各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1：後発医薬品がない先発医…薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を…ています。）と3：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び令和4年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（厚生労働省平成25年4月5日）に基づく後発医薬品の数量シェア（置換え率）※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

※後発医薬品の数量シェア（置換え率）＝〔後発医薬品の数量〕／（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）
＝〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕／（〔3で分類される品目の数量（☆を除く）〕＋〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕）

Excel [718KB]

PDF [1,287KB]

全医薬品について掲載（excel ＆ PDF）

（「各先発医薬品の後発医薬品の有…欄にその変更日を記載しています。）

【後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて】

診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目の一覧はこちらをご覧ください。

	その他（各先発品の後発医薬品の有無に関する情報）		診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目リスト	
令和4年3月31日まで	Excel [796KB]	PDF [1,525KB]	Excel [87KB]	PDF [268KB]
令和4年4月1日以降	Excel [718KB]	PDF [1,228KB]	Excel [89KB]	PDF [258KB]

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

参考

各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/tp20220401-01.html

例

薬価基準収載医薬品コード	成分名	品名	各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報	収載年月日（YYYYMMDD）【例】2016年4月1日（20160401）	経過措置による使用期限	備考
**********	BBBBBBB	あいうえお　細粒０．１％	1			
**********	BBBBBBB	あいうえお　錠０．２５ｍｇ	1			
**********	AAAAAAAAA	かきくけこ　細粒１％	2			
**********	AAAAAAAAA	カキクケ　細粒１％	3			
**********	AAAAAAAAA	カキクケ　錠１	☆			
**********	AAAAAAAAA	カキクケ　錠１ｍｇ	★			
**********	CCCCCCCCCCCC	さしすせそたちつてと　散				
**********	CCCCCCCCCCCC	なにぬねの　１％				

１：後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）

２：後発医薬品がある先発医薬品
（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。
後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。）

３：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）

$$\text{後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{〔３で分類される品目の数量（★を除く）〕}}{\text{〔２で分類される品目の数量（☆を除く）〕}+\text{〔３で分類される品目の数量（★を除く）〕}}$$

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

規格単位

参考

規格単位は、
厚労省HPの「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」の
新ページから目次以下の1～4のリスト内「規格」欄で確認できます。

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格				品名	メーカー名	診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品	先発医薬品	同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品	薬価
○○薬	＊＊＊＊＊＊	・・・・・・・・・・	１ｇ	局			・・・・・・・・・・・・・・・					
○○薬	＊＊＊＊＊＊	・・・・・・・・・・	１ｇ	局			・・・・	-----				
○○薬	＊＊＊＊＊＊	・・・・・・・・・・	１ｇ	局			・・・・・・・・・・「○○」	--------				
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	１ｇ	局			××××××					
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	１％１ｇ				××××××	―――		先発品		
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	１ｍｇ１錠				×××××××		後発品			
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	１ｍｇ１錠				××××××	―――		先発品	○	
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	２ｍｇ１錠				××××××		後発品			
○○薬	＊＊＊＊＊＊	××××××	２ｍｇ１錠				××××××	―――		先発品	○	

規格単位（例）

製品名	規格単位	数量単位
イロハ錠5mg「A社」	5mg**1錠**	1錠＝1単位
ニホヘト水和物1%「B社」	1%**1g**	1g＝1単位
ABC点鼻液25μg「A社」56噴霧用	2.04mg４mL**1瓶**	1瓶=1単位
アイウエオ点眼液0.01%「A社」	0.01%**1mL**	1mL＝1単位
DEF点滴静注液バッグ50mg「C社」	50mg100mL**1キット**	1キット＝1単位
GHI点滴静注用100mg「D社」	100mg**1瓶**	1瓶＝1単位

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

参考

後発医薬品の数量割合(後発品シェア)の切替例

		区分	規格単位	数量	単位
	あいうえお錠10mg(①)		10mg1錠	300錠	300
切替Ⅰ	なにぬねの外用液0.5%(準先発品)(②)		0.5%1g	50ｇ×5本	250
	かきくけこカプセル100mg(③)	1	100mg1cp	250cp	250
	さしすせそ錠50mg(④)	2	50mg1錠	100錠	100
切替Ⅱ	たちつてと錠10mg(⑤)	2	10mg1錠	250錠	250
	イロハ錠1mg「A社」(⑥)	3	1mg1錠	300錠	300
	ニホヘト錠100mg「B社」(⑦)	3	100mg1錠	350錠	350

「(空欄)」から「3」へ切替(②´)

「2」から「3」へ切替(⑤´)

A 先発品（後発品有）「２」　B 後発品「３」　C 局方品 準先発品等「(空欄)」　D 先発品（後発品無）「１」

計算例

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 単位

A 350（④+⑤）　B 650（⑥+⑦）　C 550（①+②）　D 250（③）

後発品シェア ⇒ B(⑥+⑦)／A(④+⑤)+B(⑥+⑦) = 650/(350+650) = **65%**

切替Ⅰ 準先発品→後発品

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 単位

A 350（④+⑤）　B 900（⑥+⑦+②´）　C 300（①）　D 250（③）

後発品シェア ⇒ B(⑥+⑦+②´)／A(④+⑤)+B(⑥+⑦+②´) = 900/(350+900) = **72%**

切替Ⅱ 先発品(後発品有)→後発品

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 単位

A 100（④）　B 900（⑥+⑦+⑤´）　C 550（①+②）　D 250（③）

後発品シェア ⇒ B(⑥+⑦+⑤´)／A(④)+B(⑥+⑦+⑤´) = 900/(100+900) = **90%**

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

参考

「カットオフ値50%」の考え方

A 先発品（後発品有）「2」	B 後発品「3」	C 局方品 準先発品等「(空欄)」	D 先発品（後発品無）「1」	E 先発品（後発品有）(後発と薬価が同額or低い)「☆」	F 後発品 (先発と薬価が同額or高い)「★」

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 %（調剤した医薬品に占める）

一般的な薬局

カットオフ値 ⇒ A+B／A+B+C+D+E+F＝(15＋60)／(15＋60＋5＋5＋10＋5)＝75%
後発品シェア ⇒ B ／A+B＝60／(15＋60) ＝ 80%

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 %（調剤した医薬品に占める）

調剤品目に偏りのある薬局

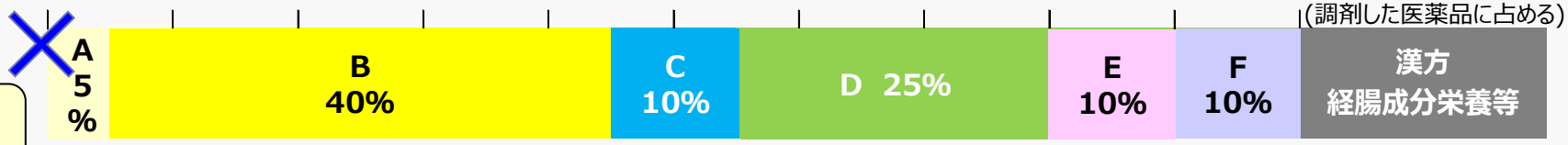

カットオフ値 ⇒ A+B／A+B+C+D+E+F＝(5＋40)／(5＋40＋10＋25＋10＋10)＝ **45%**
後発品シェア ⇒ B／A+B＝40／(5＋40) ≒ **88.8%**

対処

«方法»
準先発品→後発品
or
先発品(後発品無)
→先発品(後発品有)or後発品

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 %（調剤した医薬品に占める）

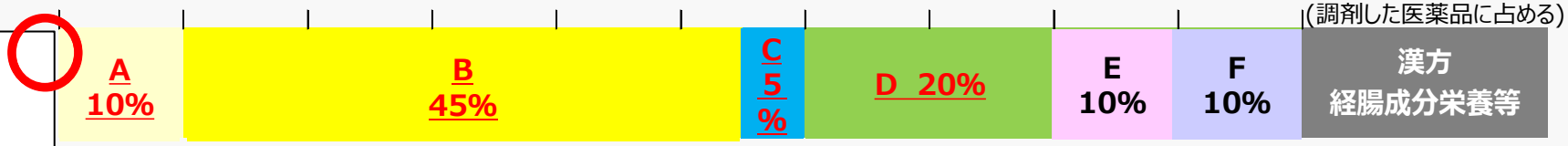

カットオフ値 ⇒ A+B／A+B+C+D+E+F＝(10＋45)／(10＋45＋5＋20＋10＋10)＝ **55%**
後発品シェア ⇒ B／A+B＝45／(10＋45) ≒**81.8%**

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

00注7　後発医薬品減算　(調剤基本料)

内容	点数
施設基準のいずれかに該当 ※処方箋の受付回数が１月に600回以下の薬局を除く	調剤基本料から －5点

【施設基準】

①後発医薬品の数量シェアが**50%以下**
ただし、薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものは除く

直近1か月間の処方箋受付回数のうち、
先発医薬品の変更不可の記載がある**処方箋の受付回数が50%以上**

先発品の変更不可処方箋受付回数 ／ **全処方箋受付回数** ＝ **50%以上**

処方箋受付回数は、
調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う

後発医薬品 ／ **後発医薬品のある先発医薬品** ＋ **後発医薬品** ＝ **50%以下**

減算は、直近３か月間の後発医薬品の数量シェアで翌月に判断
該当する場合は、翌々月から調剤基本料を減算

②**定例報告（７１報告）で後発医薬品の数量シェア**を、
直近１年間に地方厚生(支)局長へ**報告していない**

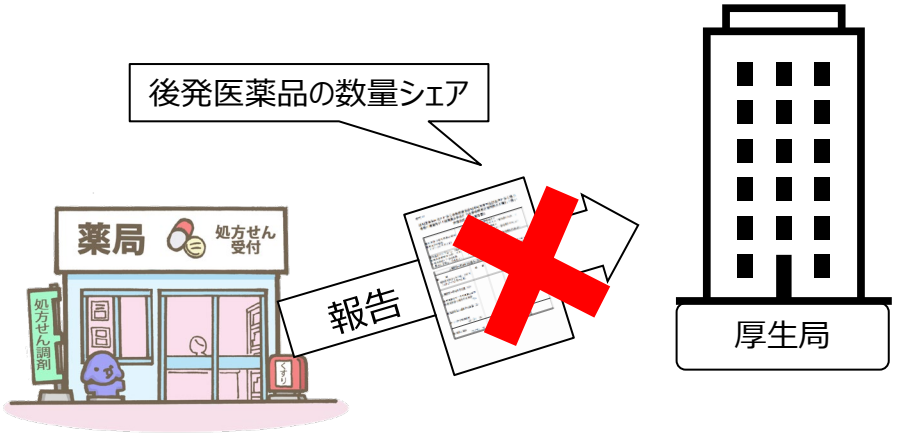

【報告を行った場合】
報告を行った月の翌月から、当該薬局に該当しないものとして取り扱う

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

届出様式

様式 87

調剤基本料の注７に係る後発医薬品調剤体制加算の施設基準に係る届出書添付書類及び「調剤基本料の注８の後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局に係る報告書」

届出に係る後発医薬品調剤体制加算の区分 （いずれかに○を付す）	（　）　後発医薬品調剤体制加算１ （カットオフ値50%以上かつ新指標80%以上） （　）　後発医薬品調剤体制加算２ （カットオフ値50%以上かつ新指標85%以上） （　）　後発医薬品調剤体制加算３ （カットオフ値50%以上かつ新指標90%以上）
調剤基本料の「注８」（後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局）への該当性 （該当する場合に○を付す）	（　）　該当しない（新指標50%超） （　）　該当する（新指標50%以下） →（　）処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないものに該当

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合

期　　間 （届出時の直近３か月間：１か月ごと及び３か月間の合計）	年　月	年　月	年　月	年　月 ～　年　月 （直近３か月間の合計）
全医薬品の規格単位数量（①）				
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量（②）				
後発医薬品の規格単位数量（③）				
カットオフ値の割合（②／①）（%）				
新指標の				

1か月ごとの記載

3か月での記載

以下は、新指標の割合が 50%以下で、「処方箋の受付状況を踏まえやむを得ないもの」に該当する場合のみ記載する。なお、下記に基づき算出した割合（小数点以下四捨五入）が 50%以上である場合が該当するものである。

判定に用いた年月：　年　月	
直近１か月間における処方箋受付回数（①）	回
直近１か月間における先発品変更不可のある処方箋の受付回数（②）	回
割合（②／①）（%）	%

［記載上の注意］

1　規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

2　後発医薬品の規格単位数量の割合を計算するに当たっては、「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和４年３月４日保医発 0304 第７号）を参照すること。

3　「調剤基本料の「注８」（後発医薬品調剤割合が著しく低い保険薬局）への該当性」については、処方箋受付回数が１月に 600 回を超える保険薬局であり、後発医薬品調剤体制加算の施設基準のいずれにも該当しない保険薬局が、調剤基本料の「注８」への該当性を地方厚生（支）局長へ報告する際に用いること。

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

・昨今の後発医薬品の出荷停止等を踏まえて、
2021年9月21日から後発医薬品に係る施設基準について、
示された成分の医薬品を数量シェア計算から除外できる臨時的な取扱いが適用されています。

・2022年1月1日時点で厚労省に供給停止の報告があった医薬品のうち、
リストで示された品目と同一成分・同一投与形態の医薬品は、
「後発医薬品調剤体制加算」及び**「後発医薬品減算」**の**後発品数量シェア計算から除外**できます。

・それぞれの薬局で、1か月ごとに対象成分を計算から除外するかを選択できますが、
除外する場合は、リストの品目すべてを除外し、一部の品目のみを除外することはできません。

・3か月平均実績を算出する場合、
臨時の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えありません。

・**カットオフ値**については今回の**取扱いの対象外**となり、従前通りの方法で算出します。

・取扱いの期限は**2022年9月30日まで**です。

・対象成分を除外して数量を算出した場合、**地方厚生局への報告が必要**です。

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

数量シェア計算の臨時的な取扱い（イメージ）

【従来の数量割合】
（イメージ）

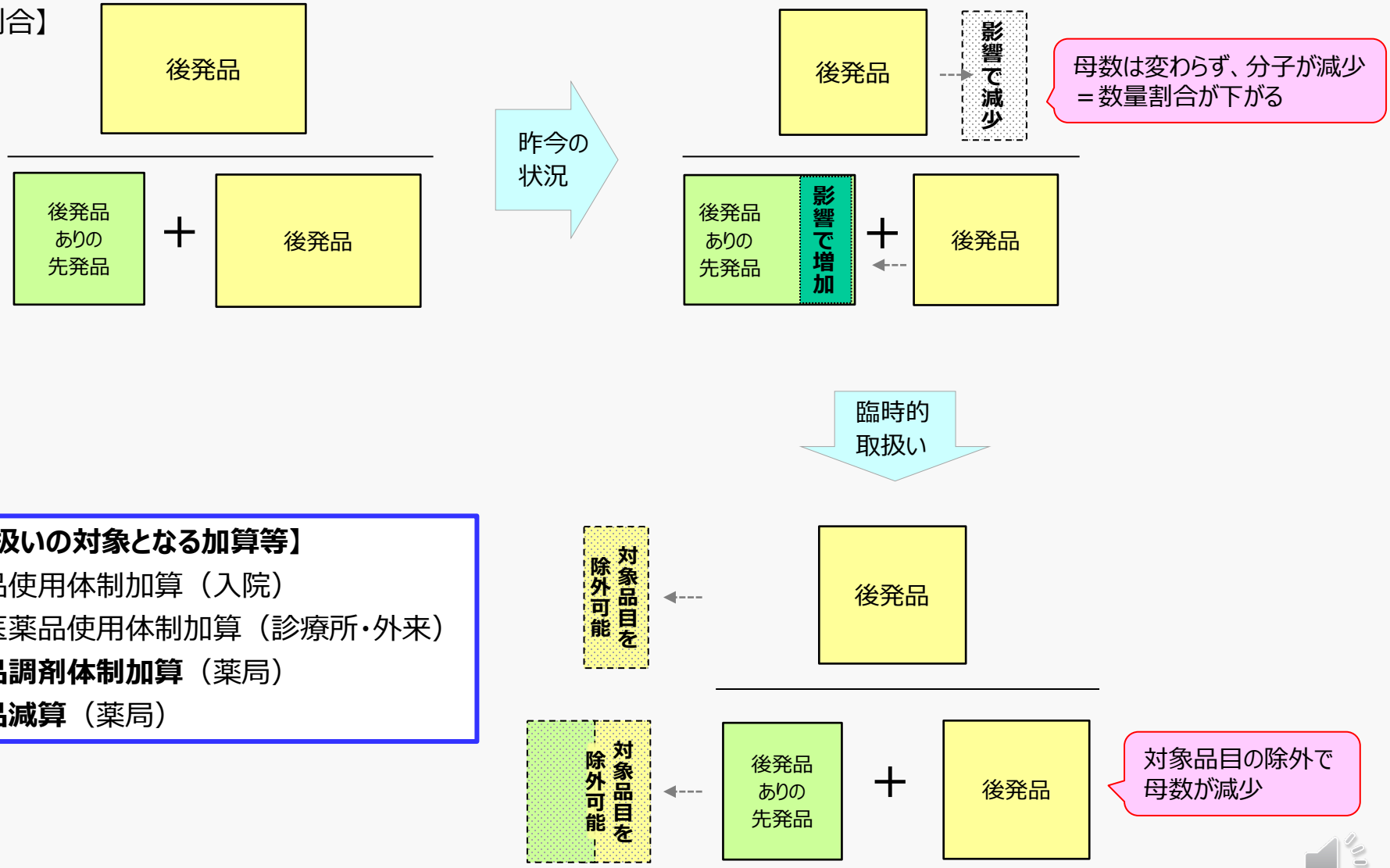

【臨時的な取扱いの対象となる加算等】

- 後発医薬品使用体制加算（入院）
- 外来後発医薬品使用体制加算（診療所・外来）
- **後発医薬品調剤体制加算**（薬局）
- **後発医薬品減算**（薬局）

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

後発医薬品調剤体制加算等において臨時的な取扱いを実施した場合の報告様式【様式1-3】

記載例

報告日	保険薬局情報			受理番号	届け出ている後発医薬品調剤体制加算等（３月４日事務連絡に示す臨時的な取扱いを適用した場合は「◎後発調１～３、◎後発減算」を選択してください。）★プルダウンより選択					
	都道府県番号 ★１～47より選択	保険薬局名称	保険薬局コード		令和４年４月	令和４年５月	令和４年６月	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月
2022/7/20	13	厚生労働省C薬局	△△△△△△△△△△	（後発調〇）第〇号	◎後発調３（90%以上）	◎後発調３（90%以上）	後発調３（90%以上）	後発調３（90%以上）		

臨時の取扱いにより加算を算定（又は減算回避）した場合は「◎」の区分を選択

処方箋受付回数（回）									（１）通常の場合（３月４日事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に示す臨時的な取扱いを適用しない場合）の新指標の割合（%）								
令和４年１月	令和４年２月	令和４年３月	令和４年４月	令和４年５月	令和４年６月	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月	令和４年１月	令和４年２月	令和４年３月	令和４年４月	令和４年５月	令和４年６月	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月
4000	4500	5000	4700	4200	4300				89.5	88.4	90.5	89.8	90.2	90.1			

処方箋受付回数を記入

臨時の取扱いを適用しない場合の数量シェアを記入

（２）３月４日事務連絡「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に示す臨時的な取扱いを適用した場合の新指標の割合（%）									カットオフ値の割合（%）									その他
令和４年１月	令和４年２月	令和４年３月	令和４年４月	令和４年５月	令和４年６月	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月	令和４年１月	令和４年２月	令和４年３月	令和４年４月	令和４年５月	令和４年６月	令和４年７月	令和４年８月	令和４年９月	担当者（所属、氏名）／連絡先
91.2	90.8	90.5	91.4	91.3	90.8				61.5	62.1	61.3	61.7	60.5	60.7				〇〇〇〇／△△－△△△△－△△△△

臨時の取扱いを適用した場合の数量シェアを記入

カットオフ値を記入（臨時の取扱いなしでの数値）

担当者、連絡先を記入

※スペースの都合上、一部改変しています

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

供給停止品目の臨時的な取扱い除外品目リスト（2022年3月4日更新_2022年1月診療分以降）

除外品目成分：58成分(剤形)

アトルバスタチン（錠・OD錠）	クアゼパム（錠）	テルビナフィン（錠）	プラミペキソール（錠・OD錠・徐放錠）	ランソプラゾール（OD錠・カプセル）
アムロジピン（錠・OD錠）	クラリスロマイシン（錠・DS）	トラニラスト（細粒・カプセル・DS）	プランルカスト（錠・カプセル・DS）	リシノプリル（錠）
アムロジピン・アトルバスタチン（アマルエット配合錠）	グリメピリド（錠・OD錠）	トリアゾラム（錠）	ブリンゾラミド（点眼液）	リスペリドン（細粒・錠・OD錠・内用液・内用液分包）
アリピプラゾール（錠・OD錠・細粒・内用液・内用液分包）	クロピドグレル（錠）	ドロキシドパ（OD錠・カプセル）	フルボキサミン（錠）	リルマザホン（錠）
エトドラク（錠）	セチリジン（錠・OD錠・DS）	ナテグリニド（錠）	ブロチゾラム（錠・OD錠）	レボセチリジン（錠・OD錠・シロップ・DS）
エナラプリル（錠・細粒）	セフカペンピボキシル（錠・細粒）	ニカルジピン（散・錠・カプセル）	プロピベリン（錠）	レボドパ・カルビドパ（配合錠）
エパルレスタット（錠）	ゾテピン（錠・細粒）	ニザチジン（錠・カプセル）	ペロスピロン（錠）	ロキスロマイシン（錠）
エピナスチン（錠・DS・内用液）	ゾルピデム（錠・OD錠・内用液）	バルサルタン・アムロジピン（アムバロ配合錠・配合OD錠）	マプロチリン（錠）	ロサルタンカリウム（錠）
エペリゾン（錠）	タルチレリン（錠・OD錠）	パロキセチン（錠・OD錠・CR錠）	ミルナシプラン（錠）	ロピニロール（錠・OD錠・徐放錠）
エンタカポン（錠）	タンドスピロン（錠）	フェキソフェナジン（錠・OD錠・DS）	メキシレチン（錠・カプセル）	ロペラミド（錠・カプセル・細粒）
オメプラゾール（錠）	チアプリド（錠・細粒）	プラバスタチンナトリウム（錠）	メサラジン（顆粒・徐放錠・腸溶錠）	
オロパタジン（顆粒・錠・OD錠・DS）	チザニジン（錠・顆粒）	フラボキサート（錠）	ラロキシフェン（錠）	

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.

各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報

https://www.mhlw.go.jp/topics/2022/04/tp20220401-01.html

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大 調べたい語句を入力してください 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 医療保険が適用される医薬品について > 薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和4年4月1日以降）

薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について（令和4年4月1日以降）

現在、医療機関等で保険診療に用いられる医療用医薬品として官報に告示されている（薬価基準に収載されている）品目は約1万3千程度あり、本リストはその内容等をお示ししたものです。

このうち、新しい効能や効果を有し、臨床試験（いわゆる治験）等により、その有効性や安全性が確認され、承認された医薬品を「先発医薬品」と、また、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一で、治療学的に同等であるとして承認される医薬品を「後発医薬品」（いわゆるジェネリック医薬品）と呼んでいます。

本リストでは、医療機関等における円滑な事務の推進を図る観点から、「先発医薬品」、「同一剤形・規格の後発医薬品がある先発医薬品」及び「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」、「後発医薬品のある先発医薬品」に該当する品目も併せてお示ししています。

また、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品（その後の剤形追加・規格追加等を含む）のうち、価格差のある後発医薬品があるものについては、「準先発品」としてお示ししています（内用薬及び外用薬に限る。）（1～4の資料）。

Excel [208KB]

PDF [450KB]

PDF [86KB]

5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1：後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）、2：後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。）と3：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び令和4年度薬価基準改定において、同一成分及び同一剤形区分の品目が全て「基礎的医薬品」の対象となった成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（厚生労働省平成25年4月5日）に基づく後発医薬品の数量シェア（置換え率）※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

医薬品のある先発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品の数量〕）

で分類される品目の数量（☆を除く）〕＋〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕）

後発医薬品数シェア計算から除外する品目に関する情報

（「各先発 品の後発医薬品の有無に関する情報」欄の区分が途中で切り替わる品目は、備考欄にその変更日を記載しています。）

【後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて】

診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目の一覧はこちらをご覧ください。

	その他（各先発品の後発医薬品の有無に関する情報）		診療報酬における加算等の算定対象から除外する品目リスト	
令和4年3月31日まで	Excel [796KB]	PDF [1,525KB]	Excel [87KB]	PDF [268KB]
令和4年4月1日以降	Excel [718KB]	PDF [1,228KB]	Excel [89KB]	PDF [258KB]

2022年3月4日に公開された3月31日までのリストと4月1日以降のリストに成分・剤形・規格に変更はありませんが、3月31日で経過措置を迎える販売中止品目はリストから除外されています

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものですが、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright © 2022 Nichi-Iko Pharmaceutical Co., Ltd.